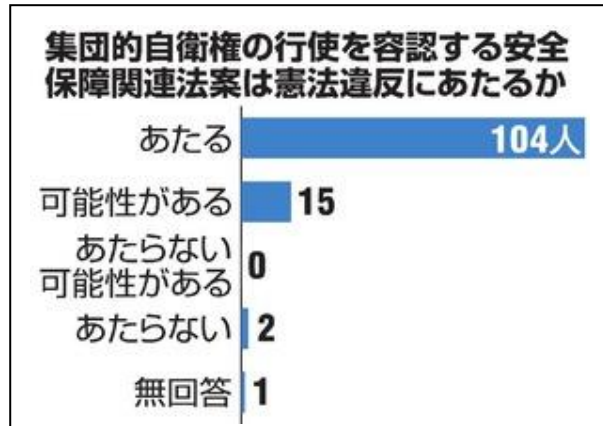


## 安保法案「違憲」104人、「合憲」2人 憲法学者ら

2015年7月11日「朝日新聞」

安全保障関連法案の合憲性をめぐり、朝日新聞は憲法学者ら209人にアンケートをした。回答した122人のうち「憲法違反」と答えた人は104人、「憲法違反の可能性はある」は15人。「憲法違反にはあたらない」は2人だった。

調査は先月下旬、判例集「憲法判例百選」(有斐閣、2013年発行)を執筆した210人のうち故人1人を除いてメールなどで実施。一部無回答を含め122人(実名85人、匿名希望37人)が回答した。法案と憲法との整合性を問う質問は四つの回答から選ぶ選択式で、「憲法違反にはあたらない可能性はある」は0人、回答なしが1人だった。



違憲か違憲の可能性があると答えた計119人は「集団的自衛権の容認は、解釈の限界を超える」「憲法は武力行使を政策的に判断する権限を政府に与えていない」などを理由に挙げた。

一方、合憲と答えた2人は「国家を守るために必要な範囲に限定されている」「従来解釈と論理的整合性が欠如しているだけでは憲法違反の理由にならない」とした。

法案に先立ち、安倍内閣は昨年7月、集団的自衛権の行使を可能にする閣議決定をした。この妥当性について尋ねたところ、回答した116人が「妥当でない」とした。「都合のよい憲法解釈は法的安定性を失う」といった批判があった。法案が合憲と答えた2人を含む6人は無回答だった。

政府は集団的自衛権行使容認の根拠として1959年の砂川事件の最高裁判決を挙げている。この判決が集団的自衛権行使を「認めていない」と答えた人は95人で、「認めている」は1人。「判決は判断していない」などとして「その他」を選んだ人が24人、無回答が2人だった。

自衛隊については「憲法違反」が50人、「憲法違反の可能性はある」が27人の一方で、「憲法違反にはあたらない」は28人、「憲法違反にあたらない可能性はある」は13人だった。憲法9条改正が「必要ない」は99人、「必要がある」は6人だった。

憲法判例百選は重要判例の概要を紹介し、意義を解説する専門書。13年発行の第6版はI、II巻合わせて210人が執筆した。衆院特別委員会で法案の合憲派として菅義偉官房長官が名前を挙げた3人は執筆していない。

法案をめぐるのは、衆院憲法審査会に参考人招致された憲法学者3人が憲法違反と発言するなど法的正当性に疑問の声が出ている。

# 憲法学者らから見た安保法案 「曲解」「政策論に期待」

2015年7月11日「朝日新聞」

解釈の限界を超えている——。朝日新聞が実施した憲法学者らへのアンケートでは、安全保障関連法案を大多数が「違憲」と判断した。成立を目指す安倍政権は、法の専門家からは立憲主義を脅かす存在と映る。

## ■法案の合憲性

法案について、違憲や違憲の可能性があると答えた119人のうち40人以上が自由記述で現行憲法下での集団的自衛権行使は違憲と強調した。野坂泰司・学習院大法科大学院教授は『「他衛」を本質とする集団的自衛権行使の容認は、解釈の限界を超える』。市川正人・立命館大法科大学院教授は「集団的自衛権の一部を個別的自衛権の延長線上のものとして位置づける政府解釈は論理的に破綻(はたん)している」と指摘した。

一方、法案を合憲とする2人のうち、井上武史・九州大院准教授は、集団的自衛権について「憲法の文言からは明らかに違憲とする根拠は見いだせない」「違憲かどうかではなく、日本や国際社会の平和と安定に真に貢献するかという政策論議を国民は期待している」と述べた。

法案は集団的自衛権行使のための「武力行使の新3要件」を定め、政府は「厳格な歯止め」とするが、20人以上が定義があいまいだとした。若尾典子・佛教大教授は「漠然としており、制

政府	安保法案へのスタンス	憲法学者
集団的自衛権行使は容認される部分	違憲	他国防衛のために実力組織を保持し派遣することは認められない (山崎友也・金沢大准教授)
	違憲	憲法は国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、戦力の不保持を定めている (宮井清博・富山大教授)
	合法	憲法の範囲内で政府が解釈変更することに憲法上の問題はない (井上武史・九州大院准教授)
新3要件でも「専守防衛」の考え方は変わらない	違憲	存立危機事態の要件も、そこでの武力発動の要件も極めて不明確 (右橋正博・独信大法科大学院教授)
	違憲	存立危機事態の認定は戦争を容認し、歯止めのない武力行使につながる(可)かおぬい (内藤光博・専修大教授)
	合法	国際情勢の変化や科学技術の進展を受け、実質的な要素から整理している (浅野善治・大東文化大教授)
最高裁砂川事件判決は自衛権の限定容認が合憲である根拠たりうる	違憲	判決では日本国固有の戦力保持や武力行使は問題となっており、趣旨の逸脱 (玉島由樹・日本大教授)
	違憲	判決過程のごく一部を抜き出して勝手な趣旨を読み込むことは許されない (野坂泰司・学習院大法科大学院教授)
	合法	認めているとまでは言えないが、否定もしていないというのが正確 (井上准教授)

限規定となっていない」。大津浩・成城大教授は存立危機事態について「政治的多数派の主観的な『危機』の判断で拡大する基準」とする。

これに対し、法案を合憲とした元衆議院法制局法制主幹の浅野善治・大東文化大院教授は3要件を「厳格」と評価し、「国家を守るために必要な範囲に限定されている」とした。

政府の憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を可能にした手法についても約40人が疑問視した。井上典之・神戸大院教授は「憲法の最高法規としての性格を無視した行為」とした。

## ■砂川判決引用

安倍晋三首相が砂川判決を集団的自衛権行使容認の根拠としたことについて、回答では異論が相次いだ。

渋谷秀樹・立教大院教授は、砂川判決で言及されたのは集団的自衛権でなく「個別的自衛権であることは時代背景と判決理由の文脈から明らか」とした。

常岡せつ子・フェリス女学院大教授は「争われたのは駐留米軍の存在の合憲性。集団的自衛権行使の合憲性ではない。根拠とするのは筋違い」と答えた。

高作正博・関西大教授は「個別的自衛権の是非が問われた判決を持ち出して、その一節を根拠とすることは許されない」と述べた。

水島朝穂・早大院教授は「曲解以外の何ものでもない」。高田篤・大阪大教授は「全くの的外れで、まともに国民を説得する気のない不誠実な対応」とし、松井幸夫・関西学院大法科大学院教授は「苦し紛れ。政府の便宜主義と知性の欠如にあぜんとする」と述べた。

合憲派の2人は、砂川判決が集団的自衛権を「認めている」「認めていない」のどちらでもなく「その他」を選んだ。

井上准教授は「認めているとまでは言えないが、禁止(否定)もしていないというのが正確だと思う」と述べた。浅野教授は「『我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではない』としている」と判決を引用した。

## ■立憲主義

違憲派の学者からは、憲法解釈の変更で法案の成立を目指す政府の姿勢が「立憲主義に反する」と懸念する声が相次いだ。

稲正樹・国際基督教大客員教授は「政府の憲法解釈を閣議決定で葬り去ることは、国民の憲法改正権を奪い、憲法の最高規範性を毀損(きそん)する」と批判した。村田尚紀・関西大教授は「日本国憲法史上、今ほど憲法が軽々しく扱われたことはない」。君塚正臣・横浜国立大院教授は「国会が立法権を有しているのは憲法の授権によるもの。憲法無視が国会の正統性を揺るがしている矛盾に議会人が気づいていない」と指摘した。

長岡徹・関西学院大教授はこんな見方を示した。「憲法の軽視は、政府を拘束する規範の存在を否定するもの。何物にも拘束されない権力は独裁を生む。立憲主義の軽視は、国民が平和のうちに生存する権利だけでなく、基本的人権の軽視にもつながる」

自民党の高村正彦副総裁が「憲法学者の言う通りにしていたら日本の平和と安全が保たれたか疑わしい」と話すなど、憲法学者に対する与党の姿勢への憤りも目立つ。

宮井清暢・富山大教授は「大多数の研究者が『違憲』で一致している法案を強行しようとする態度は憲法学への侮辱」と指摘。斉藤小百合・恵泉女学園大教授は、衆院憲法審査会で違憲と表明した参考人の長谷部恭男・早稲田大教授を推薦した自民側が「人選ミス」と公言していることを挙げ、「あまりにも愚弄(ぐろう)する発言では」と訴えた。

金井光生・福島大准教授は東京電力福島第一原発事故を引き合いに出し、「都合の悪い見解は切り捨て、都合のよい見解を絶対視する姿勢を見ると、『原子カムラ』への反省はないのか」と政府への不信を表明した。「『国民の平和と安全』を言うなら、原発政策をどうするか議論や被災者救済が最優先のはずだ」

館田晶子・北海学園大教授はこう記した。「政府が憲法を邪魔だと考え、憲法学者を煙たがるときこそ、憲法が最も重要で本来の力を発揮しているときだ」



〈砂川事件の最高裁判決〉 1957年7月に東京都砂川町(現立川市)の米軍基地拡張に反対した学生ら7人が基地に立ち入ったとして、刑事特別法違反の罪で起訴された。東京地裁は59年3月、米軍駐留は憲法9条違反として全員無罪としたため、検察側が最高裁に跳躍上

告。最高裁は同年12月、①憲法9条は自衛権を否定しておらず、他国に安全保障を求めることを禁じていない②外国の軍隊は、憲法9条2項が禁じる戦力にあたらない③安保条約は高度の政治性を持ち、「一見極めて明白に違憲無効」とはいえず、司法審査になじまない——と判断し、一審判決を破棄した。



〈武力行使の新3要件〉 安保関連法案に盛り込まれた集団的自衛権を使う際の前提となる条件。①密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある(存立危機事態)、②我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない、③必要最小限度の実力行使にとどまる、とされている。